

児童館設置運営要綱（次官通知、局長通知）と児童館ガイドラインについて

第3回児童館のあり方に関する検討ワーキンググループ	参考資料 2
令和4年11月22日	

次官通知（全文） 厚生省発第 123 号平成 2 年 8 月 7 日厚生事務次官通知 （最終改正：平成 2 4 年 5 月 1 5 日）	局長通知（全文） 児発第 967 号平成 2 年 8 月 7 日厚生省児童家庭局長通知 （最終改正：平成 1 6 年 3 月 2 6 日）	児童館ガイドライン（抜粋） （最終改正）子発 1001 第 1 号平成 30 年 10 月 1 日 厚生労働省子ども家庭局長通知	備考
<p>第 1 総 則</p> <p>1 目 的 児童館は、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）に基づく児童厚生施設であって、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とするものであること。</p>		<p>第 1 章 総 則</p> <p>1 理 念 児童館は、児童の権利に関する条約（平成 6 年条約第 2 号）に掲げられた精神及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）の理念にのっとり、子どもの心身の健やかな成長、発達及びその自立が図られることを地域社会の中で具現化する児童福祉施設である。ゆえに児童館はその運営理念を踏まえて、国及び地方公共団体や保護者をはじめとする地域の人々とともに、年齢や発達の程度に応じて、子どもの意見を尊重し、その最善の利益が優先して考慮されるよう子どもの育成に努めなければならない。</p> <p>2 目 的 児童館は、18 歳未満のすべての子どもを対象とし、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行い、子どもの心身を育成し情操をゆたかにすることを目的とする施設である。</p>	
<p>2 種 別 児童館の種別は次のとおりとする。</p> <p>(1) 小型児童館 小地域の児童を対象とし、一定の要件を具備した児童館。</p> <p>(2) 児童センター (1) の小型児童館の機能に加えて、児童の体力増進に関する指導機能を併せ持つ児童館。 (特に、上記機能に加えて、中学生、高校生等の年長児童（以下「年長児童」という。）の情操を豊かにし、健康を増進するための育成機能を有する児童センターを「大型児童センター」という。)</p> <p>(3) 大型児童館 原則として、都道府県内又は広域の児童を対象とし、一定の要件を具備した児童館をいい、次のとおり区分する。 ア A 型児童館 イ B 型児童館 ウ C 型児童館</p> <p>(4) その他の児童館 (1) (2) 及び (3) 以外の児童館。</p>			<p>大竹委員ご指摘箇所 施設種別について検討が必要ではないか。</p> <p>水野委員ご指摘箇所 ガイドラインにおいて支援、育成、援助としているところ、設置運営要綱では「指導」とある。（「育成」との表現もある） 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準における「児童の遊びを指導する者」からの「指導」であることは認識。</p>

<p>3 設備及び運営 児童館の設備及び運営については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。)に定めるところによるものであること。 なお、小型児童館、児童センター及び大型児童館については設備運営基準によるほか、次の第2から第4までに定めるところによること。</p>		<p>第6章 児童館の運営 本章では、「児童館の設置運営について」(平成2年8月7日厚生省発児第123号厚生事務次官通知。以下、「設置運営要綱」という。)等に基づいて、児童館の設備と運営主体・運営管理のあり方について記述している。児童館の運営主体は、本ガイドラインの全体を理解して、適正な運営に努めることが求められる。(略)</p>	
<p>第2 小型児童館 1 機能 小地域を対象として、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、母親クラブ、子ども会等の地域組織活動の育成助長を図る等児童の健全育成に関する総合的な機能を有するものであること。</p>	<p>1 小型児童館 (1) 機能 小型児童館は、次の機能を有するものであること。 ア 健全な遊びを通して、児童の集団及び個別指導の実施並びに中学生、高校生等の年長児童(以下「年長児童」という。)の自主的な活動に対する支援を行うこと。</p>	<p>第4章 児童館の活動内容 1 遊びによる子どもの育成 子どもにとっては、遊びが生活の中の大きな部分を占め、遊び自体の中に子どもの発達を増進する重要な要素が含まれている。このことを踏まえ、子どもが遊びによって心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒をゆたかにするよう援助すること。 児童館は、子どもが自ら選択できる自由な遊びを保障する場である。それを踏まえ、子どもが自ら遊びを作り出したり遊びを選択したりすることを大切にすること。 子ども同士が同年齢や異年齢の集団を形成して、様々な活動に自発的に取り組めるように援助すること。 2 子どもの居場所の提供 児童館は、子どもが安全に安心して過ごせる居場所になることが求められる。そのため、自己効力感や自己肯定感が醸成できるような環境づくりに努めるとともに、子どもの自発的な活動を尊重し、必要に応じて援助を行うこと。 児童館は、中・高校生世代も利用できる施設である。受入れに際しては、実際に利用可能な環境づくりに努めること。また、中・高校生世代は、話し相手や仲間を求め、自分の居場所として児童館を利用するなどの思春期の発達特性をよく理解し、自主性を尊重し、社会性を育むように援助すること。</p>	
	<p>イ 母親クラブ、子ども会等の地域組織活動の育成助長及びその指導者の養成を図ること。</p>	<p>第3章 児童館の機能・役割 5 子どもの育ちに関する組織や人とのネットワークの推進 地域組織活動の育成を支援し、子どもの育ちに関する組織や人とのネットワークの中心となり、地域の子どもの健全に育成する拠点としての役割を担うこと。 その際、地域の子どもの健全育成に資するボランティア団体や活動と連携し、地域で子育てを支え合う環境づくりに協力することが求められる。</p>	
	<p>ウ 子育てに対して不安や悩みを抱える母親からの相談に応じるなど、子育て家庭の支援を行うこと。</p>	<p>第4章 児童館の活動内容 5 子育て支援の実施 保護者の子育て支援 子どもとその保護者が、自由に交流できる場を提供し、交流を促進するように配慮すること。 子どもの発達上の課題について、気軽に相談できるような子育て支援活動を実施し、保護者が広く地域の人々との関わりをもてるように支援すること。 児童虐待の予防に心掛け、保護者の子育てへの不安や課題には関係機関と協力して継続的に支援するとともに、必要に応じ相談機関等につなぐ役割を果たすこと。 児童館を切れ目のない地域の子育て支援の拠点として捉え、妊産婦の利用など幅広い保護者の子育て支援に努めること。</p>	
	<p>エ その他、地域の児童の健全育成に必要な活動を行うこと。</p>	<p>第4章 児童館の活動内容 6 地域の健全育成の環境づくり 児童館の活動内容等を広報するとともに、地域の様々な子どもの育成活動に協力するなど、児童館活動に関する理</p>	

		<p>解や協力が得られるように努めること。 児童館を利用する子どもが地域住民と直接交流できる機会を設けるなど、地域全体で健全育成を進める環境づくりに努めること。 子ども健全育成を推進する地域の児童福祉施設として、地域組織活動等の協力を得ながら、その機能を発揮するように努めること。 地域の児童遊園や公園、子どもが利用できる施設等を活用したり、児童館がない地域に出向いたりして、遊びや児童館で行う文化的活動等の体験の機会を提供するように努めること。</p>	
	<p>(2) 対象児童 対象となる児童は、すべての児童とする。 ただし、主に指導の対象となる児童は、概ね3歳以上の幼児(以下「幼児」という。)小学校1年～3年の少年(以下「学童」という。)及び昼間保護者のいない家庭等で児童健全育成上指導を必要とする学童とすること。</p>	<p>第1章 総則 2 目的 児童館は、18歳未満のすべての子どもを対象とし、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行い、子どもの心身を育成し情操をゆたかにすることを目的とする施設である。</p>	<p>水野委員ご指摘箇所 学童及び昼間保護者のいない家庭を特に例示することで、自治体に放課後児童健全育成事業を実施すれば良いと思われるのではないか。</p>
<p>2 設置及び運営の主体 設置及び運営の主体は、次のとおりとすること。 (1) 市町村(特別区を含む。以下同じ。) (2) 公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人、特例財団法人(以下「社団・財団法人」という。) (3) 社会福祉法人 (4) 次の要件を満たす上記(1)から(3)以外の者(以下「その他の者」という。) ア 児童館を設置及び運営するために必要な経済的基礎があること。 イ 社会的信望を有すること。 ウ 実務を担当する幹部職員に、児童福祉及び社会福祉事業についての知識経験を有する者を含むこと。 エ 児童館の運営事業の経理区分が明確にできる等、財務内容が適正であること。</p>	<p>4 設置及び運営の主体 平成2年8月7日発第123号厚生事務次官通知の第2の2(4)の要件については、以下のとおりであること。 ア アにおいて「経済的基礎がある」とは、児童館の設置を行うために直接必要な土地及び建物について所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。 また、その際、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されており、賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。 イ ウにおいて「知識経験を有する」とは、児童館等の児童福祉施設において、2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等の能力を有すると認められる者であること。 ウ エにおいて「財務内容が適正である」とあるが、直近の会計年度において、児童館を運営する事業以外の事業を含む当該主体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上している場合には、少なくとも、「財務内容が適正である」に当たらないこと。</p>	<p>第6章 児童館の運営 2 運営主体 児童館の運営については、子どもの福祉や地域の実情を十分に理解し、安定した財政基盤と運営体制を有し、継続的・安定的に運営できるよう努めること。 運営内容について、自己評価を行い、その結果を公表するよう努め、評価を行う際には、利用者や地域住民等の意見を取り入れるよう努めること。また、可能な限り第三者評価を受けることが望ましい。 市町村が他の者に運営委託等を行う場合には、その運営状況等について継続的に確認・評価し、十分に注意を払うこと。</p>	<p>民法改正により、特例社団法人、特例財団法人は現存しない。(公益法人あるいは一般法人に移行済み)</p>
<p>3 設備及び運営 (1) 設備 ア 建物には、集会室、遊戯室、図書室及び事務執行に必要な設備のほか、必要に応じ、相談室、創作活動室、静養室及び児童クラブ室等を設けること。 ただし、他の社会福祉施設等を併設する場合で、施設の効率的な運営を期待することができ、かつ、利用する児童の処遇に支障がない場合には、原則として、遊戯室、図書室及び児童クラブ室以外の設備について、他の社会福祉施設等の設備と共用することができる。 イ 建物の広さは、原則として、217.6平方メートル以上(都市部で児童館用地の取得が困難と認められる場合等(以下「都市部特例」という。))においては、163.2平方メートル以上)とし、適当な広場を有</p>		<p>第6章 児童館の運営 1 設備 児童館活動を実施するために、以下の設備・備品を備えること。 集会室、遊戯室、図書室、相談室、創作活動室、便所、事務執行に必要な設備のほか、必要に応じて、以下の設備・備品を備えること。 静養室及び放課後児童クラブ室等 中・高校生世代の文化活動、芸術活動等に必要スペースと備品等 子どもの年齢や発達段階に応じた活動に必要な遊具や備品等 乳幼児や障害のある子どもの利用に当たって、安全を確保するとともに利用しやすい環境に十分配慮し、必要に応じ施設の改善や必要な備品等を整備すること。</p>	<p>(参考)都市部特例 厚生労働省社会・援護局通知「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて」 (1)特別区及びその周辺の人口密集地域(人口密度が概ね1,000人/㎢) (2)政令指定都市、中核市及びその周辺の人口密集地域(人口密度が概ね1,000人/㎢) (3)人口10万人以上の市の区域であって、人口密度が概ね1,000人/㎢の地域のいずれかを満たす場合。</p>

<p>すること。 ただし、相談室、創作活動室等を設けない場合には、185.12平方メートル以上(都市部特例においては、138.84平方メートル以上)として差し支えないこと。</p>			
<p>(2) 職員 2人以上の設備運営基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者(以下「児童厚生員」という。)を置くほか、必要に応じ、その他の職員を置くこと。</p> <p>(3) 運営 ア 開館時間、開館日数等については、設置された地域の実情を勘案して設定すること。 イ 運営管理の責任者を定めるとともに、指導する児童の把握、保護者との連絡、事故防止等に関する事項を規定する運営管理規定を定めること。 ウ 運営委員会を設置し、その運営管理について意見を徴すること。</p>	<p>(3) 運営 ア 運営委員会の設置 児童館の適正な運営を図るため、児童福祉関係行政機関、児童委員、社会福祉協議会、母親クラブ等地域組織の代表者、学識経験者等を委員とする運営委員会を設置し、その意見を聴くこと。</p>	<p>第6章 児童館の運営 3 運営管理 運営協議会等の設置 児童館活動の充実を図るため、児童委員、社会福祉協議会、母親クラブ等の地域組織の代表者の他、学識経験者、学校教職員、子ども、保護者等を構成員とする運営協議会等を設置し、その意見を聴くこと。 子どもを運営協議会等の構成員にする場合には、会議時間の設定や意見発表の機会等があることを事前に知らせるなどに配慮し、子どもが参加しやすく発言しやすい環境づくりに努めること。 運営協議会等は、年間を通して定期的開催する他、臨時的に対応すべき事項が生じた場合は、適宜開催すること。</p>	
	<p>イ 利用児童の把握 児童館を利用する児童については、その児童の住所、氏名、年齢、緊急時の連絡先等を必要に応じて登録すること等により把握しておくこと。</p>	<p>第6章 児童館の運営 3 運営管理 利用する子どもの把握・保護者との連絡 児童館を利用する子どもについて、住所、氏名、年齢、緊急時の連絡先等を、必要に応じて登録するなどして把握に努めること。</p>	
	<p>ウ 遊びの指導 小型児童館における遊びは、児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「最低基準」という。)第39条によるほか、次によるものであること。 (ア) 児童の発達段階や運動能力、興味、関心に配慮すること。 (イ) 児童の体力、活動力を涵養するための運動遊びや情操を高めるための劇遊び等を行うよう配慮すること。 (ウ) 遊びを通して、安全に関する注意力、危険回避能力の養成等、事故防止のための指導を行うよう配慮すること。 (エ) 幼児及び学童の集団指導は、その指導の担当者を定め、組織的、継続的に行うよう配慮すること。</p>	<p>第3章 児童館の機能・役割 1 遊び及び生活を通じた子どもの発達の増進 子どもは、遊びやくつろぎ、出会い、居場所、大人の助けなどを求めて児童館を利用する。その中で、子どもは遊びや友達、児童厚生員との関わりなどを通じて、自主性、社会性、創造性などを育てていく。 児童厚生員は、子ども一人ひとりと関わり、子どもが自ら遊びたいことを見つけ、楽しく過ごせるように援助し、子どもの遊びや日常生活を支援していく。 特に遊びの場面では、児童厚生員が子どもの感情・気分・雰囲気や技量の差などに心を配り、子ども同士が遊びを通じて成長し合えるように援助することが求められる。 そのため、児童厚生員は一人ひとりの子どもの発達特性を理解し、遊び及び生活の場での継続的な関わりを通して適切な支援をし、発達の増進に努めることが求められる</p> <p>第4章 児童館の活動内容 1 遊びによる子どもの育成(再掲)</p> <p>第7章 子どもの安全対策・衛生管理 1 安全管理・ケガの予防 (1) 事故やケガの防止と対応 子どもの事故やケガを防止するため、安全対策、安全学習、安全点検と補修、緊急時の対応等に留意し、その計画や実施方法等について整えておくこと</p>	<p>局長通知の「最低基準」は、現在「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」となっている。</p> <p>(参考)児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 第39条 児童厚生施設における遊びの指導は、児童の自主性、社会性及び創造性を高め、もって地域における健全育成活動の助長を図るようこれを行うものとする。</p> <p>水野委員ご指摘箇所 「遊びの指導」について、ガイドラインと異なっている。</p>
	<p>エ 利用時間 小型児童館の利用時間は、地域の実情に応じて定めるとし、次によるものであること。 (ア) 一般児童の利用と集団指導の利用が交互に支障を及ぼさないよう配慮すること。 (イ) 母親クラブ等地域組織や年長児童等の夜間利用についても配慮すること。</p>	<p>第6章 児童館の運営 3 運営管理 (1) 開館時間 開館日・開館時間は、対象となる子どもの年齢、保護者の利用の利便性など、地域の実情に合わせて設定すること。 学校の状況や地域のニーズに合わせて柔軟に運営し、</p>	<p>水野委員ご指摘箇所 「利用時間」について、ガイドラインと異なっている。</p>

	<p>(ウ)日曜・祝祭日の利用は、適宜定めるものとする。</p> <p>オ 地域社会及び関係機関等との連携</p> <p>(ア)保育所、幼稚園、小学校等関係施設と連携を密にし、広報、普及に努めるとともに、児童相談所、福祉事務所、保健所等の協力を得ること。</p> <p>(イ)遊び等の指導について、地域の特別な技能を有する有志指導者(ボランティア)に協力を求めるとともに、その養成に努めること。</p>	<p>不規則な休館日や開館時間を設定しないようにすること。</p> <p>第8章 家庭・学校・地域との連携</p> <p>2 学校との連携</p> <p>(1) 児童館の活動と学校の行事等について、適切な情報交換を行い、円滑な運営を図ること。</p> <p>(2) 児童館や学校での子どもの様子について、必要に応じて適切な情報交換が行えるように努めること。</p> <p>(3) 災害や事故・事件等子どもの安全管理上の問題等が発生した場合には、学校と速やかに連絡を取り合い、適切な対応が取れるように連絡体制を整えておくこと。</p> <p>3 地域及び関係機関等との連携</p> <p>(1) 児童館の運営や活動の状況等について、地域住民等に積極的に情報提供を行い、理解を得るとともにその信頼関係を築くこと。</p> <p>(2) 地域住民等が児童館を活用できるように働きかけることなどにより、児童館の周知を図るとともに、地域の人材・組織等との連携・協力関係を築くこと。</p> <p>(3) 子どもの安全の確保、福祉的な課題の支援のため、日頃より警察、消防署、民生委員・児童委員、主任児童委員、母親クラブ、各種ボランティア団体等地域の子どもの安全と福祉的な課題に対応する社会資源との連携を深めておくこと。</p> <p>(4) 要保護児童対策地域協議会に積極的に参加し、関係機関との連携・協力関係を築いておくこと。</p> <p>(5) 児童館の施設及び人材等を活用して、放課後子供教室との連携を図ること。</p> <p>第4章 児童館の活動内容</p> <p>7 ボランティア等の育成と活動支援</p> <p>(3) 地域住民が、ボランティア等として児童館の活動に参加できる機会を提供し、地域社会でも自発的に活動ができるように支援すること。</p>	<p>水野委員ご指摘箇所 「地域社会及び関係機関等との連携」について、ガイドラインと異なっている。</p>
<p>(4) その他 小型児童館が、児童福祉法第24条第1項ただし書に基づいて使用される場合には、設備運営基準の保育所に関する規定の趣旨を尊重すること。</p>	<p>(局長通知、児童館ガイドラインには記述なし)</p> <p>注：児童福祉法第24条第1項：市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第三十九条第二項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。ただし、付近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、その他の適切な保護をしなければならない。</p> <p>注(平成22年4月1日施行)：児童福祉法第24条第1項：市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第三十九条第二項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。ただし、保育に対する需要の増大、児童の数の減少等やむを得ない事由があるときは、家庭的保育事業による保育を行うことその他の適切な保護をしなければならない。</p> <p>現行：児童福祉法第24条 市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所(認定こども園法第三条第一項の認定を受けたもの及び同条第十一項の規定による公示がされたものを除く。)において保育しなければならない。</p> <p>2 市町村は、前項に規定する児童に対し、認定こども園法第二条第六項に規定する認定こども園(子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。)又は家庭的保育事業等(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。以下同じ。)により必要な保育を確保するための措置を講じなければならない。</p>	<p>法第24条第1項ただし書は現存しない。</p>	

<p>4 国の助成 国は、予算の範囲内において、市町村、社団・財団法人及び社会福祉法人の設置する小型児童館の整備に要する費用を別に定めるところにより補助するものとする。</p>			
<p>第3 児童センター 1 機能 第2の1に掲げる機能に加えて、遊び（運動を主とする。）を通して体力増進を図ることを目的とした指導機能を有し、必要に応じて年長児童に対する育成機能を有するものであること。</p>	<p>2 児童センター (1) 機能 1の(1)に掲げる機能に加えて、次によるものであること。 ア 運動に親しむ習慣を形成すること。 イ 体力増進指導を通して社会性を伸ばし、心と身体の健康づくりを図ること。 ウ 大型児童センターにあっては、音楽、映像、造形表現、スポーツ等の多様な活動を通し、年長児童の社会性を伸ばし、心と身体の健康づくりを図ること。 また、児童の社会参加活動や国際交流活動を進めること。</p>	<p>第3章 児童館の機能・役割 1 遊び及び生活を通した子どもの発達増進（再掲） 第4章 児童館の活動内容 1 遊びによる子どもの育成（再掲）</p>	<p>水野委員ご指摘箇所 児童センターについて、ガイドラインとの照合が必要ではないか。 ガイドラインには、運動、体力増進に関する記述はない</p>
<p>2 設置及び運営の主体 設置及び運営の主体は、第2の2に掲げるものとする。</p>		<p>第6章 児童館の運営 2 運営主体（再掲）</p>	
	<p>(2) 対象児童 1の(2)に掲げる児童であり、特に運動不足、運動嫌い等により体力が立ち遅れている幼児、学童を優先すること。 また、大型児童センターにあっては、特に年長児童を優先すること。</p>		
<p>3 設備及び運営 (1) 設備 第2の3の(1)に掲げる設備（建物の広さに係る部分を除く。）に加えて、次によるものであること。 ア 建物の広さは、原則として、336.6平方メートル以上、大型児童センターにあっては、500平方メートル以上とし、野外における体力増進指導を実施するために要する適当な広場を有すること。 ただし、相談室、創作活動室等を設けない場合には、297平方メートル以上として差し支えないこと。 イ 遊戯室には、屋内における体力増進指導を実施するために必要な広さを有すること。 また、大型児童センターにあっては、年長児童の文化活動、芸術活動等に必要な広さを有すること。 ウ 器材等については、児童の体力増進に資するために必要な運動遊び用の器材、体力等の測定器材等を整備すること。 また、年長児童の諸活動に資するために必要な備品等を整備すること。 エ 大型児童センターにあっては、必要に応じてスタジオ、アトリエ、トレーニング室、小ホール、映画等ライブラリー、喫茶室等年長児童を育成するための設備及び社会参加活動の拠点として活用するための設備等を設けること。 (2) 職員 第2の3の(2)に掲げるところによるものとする。また、必要に応じ、その他の職員を置く場合においては、体力増進指導に関し知識技能を有する者、年長児童指導に関し専門的知識を有する者等を置くことが望ましいこと。</p>		<p>第6章 児童館の運営 1 設備（再掲）</p>	

<p>(3) 運営 第2の3の(3)に掲げるところによるほか、次によるものであること。 ア 体力増進指導の内容及び方法 (ア) 指導の内容 運動や遊具による遊び等、特に体力増進にとって効果的な遊びを指導内容の中心として設定するほか、必要に応じて日常生活、栄養等に関する指導を行うこと。 また、遊びによる体力増進の効果を把握するために、器材等による測定調査を併せて行う必要があること。 なお、児童の安全管理に十分留意する必要があること。 (イ) 指導の方法 体力増進指導に関し知識技能を有する者がこれを担当するものとし、児童厚生員又は有志指導者(ボランティア)の積極的な協力を得て行うものとする。</p>	<p>(3) 運営 1の(3)に掲げるところによるほか、次によるものであること。 ア 器材等 (ア) 運動遊び用の器材は、効果的な体力増進を図るために必要な遊具、用具等であって屋内・屋外において使用する固定又は移動式のものとし、児童の発達段階に応じた適当な遊びの種類に見合う器材を整備すること。 また、大型児童センターにあつては、文化、芸術、スポーツ及び社会参加活動等の諸活動に必要な備品等を整備すること。 なお、器材の整備に当たっては、体力増進指導に関する専門家の意見を徴する必要があること。 (イ) 運動技能等を把握するための調査票等の整備を行うこと。 イ 体力増進指導 (ア) 児童の発達段階や運動能力、興味、関心に配慮すること。 なお、幼児の集団指導においては、母親の参加も得ることが望ましいこと。 (イ) 季節及び地域の実情に応じた指導計画を策定して行うものとし、継続的に実施すること。 (ウ) 身体の虚弱な児童等を対象とする場合には、特に、医師の意見を徴する必要があること。</p>		
<p>イ 年長児童指導の内容及び方法 (ア) 指導の内容 指導にあたっては、特に年長児童に適した文化活動、芸術活動、スポーツ及び社会参加活動等に配慮すること。 また、児童の安全管理に十分留意する必要があること。 (イ) 指導の方法 年長児童指導に関し専門的知識を有する者がこれを担当するものとし、有志指導者(ボランティア)の積極的な協力を得て行うものとする。 ウ その他 体力増進指導及び年長児童指導が効果的に実施されるように、その実施計画について運営委員会の意見を徴するとともに、運営管理規定においてもその指導に関して定めること。 また、大型児童センターにあつては、年長児童が十分活動できるように開館時間等について特に配慮すること。</p>	<p>ウ 年長児童指導 (ア) 児童の意見を聞き、児童自身の自主的な運営に配慮すること。 (イ) 地域の諸団体、福祉施設、学校、企業等との連携を深め、児童の社会参加活動への理解、協力等の支援を得ること。 (ウ) 年長児童と幼児・小学生等の利用が、円滑に行われるよう配慮すること。 エ 留意事項 実情に応じ、他の適当な施設・設備を利用して差し支えないこと。</p>	<p>第4章 児童館の活動内容 2 子どもの居場所の提供(再掲) 7 ボランティア等の育成と活動支援 (1) 児童館を利用する子どもが、ボランティアリーダーとして仲間と積極的に関わる中で組織的に活動し、児童館や地域社会で自発的に活動できるように支援すること。 (2) 児童館を利用する子どもが、ボランティアとして適宜、活動できるように育成・援助し、成人になっても児童館とのつながりが継続できるようにすること。 (4) 中・高校生世代、大学生等を対象としたボランティアの育成や職場体験、施設実習の受け入れなどに努めること。</p>	
<p>4 国の助成 国は、予算の範囲内において、市町村、社団・財団法人及び社会福祉法人の設置する児童センターの整備に要する費用を別に定めるところにより補助するものとする。</p>			

<p>第4 大型児童館</p> <p>1 A型児童館</p> <p>(1) 機能</p> <p>第3の1に掲げる機能に加えて、都道府県内の小型児童館、児童センター及びその他の児童館(以下「県内児童館」という。)の指導及び連絡調整等の役割を果たす中枢的機能を有するものとする。</p> <p>(2) 設置及び運営の主体</p> <p>設置及び運営の主体は、都道府県とする。</p> <p>ただし、運営については社団・財団法人、社会福祉法人及びその他の者に委託することができるものであること。</p> <p>(3) 設備及び運営</p> <p>ア 設備</p> <p>第3の3の(1)に掲げる設備(建物の広さに係る部分を除く。)に加えて、次によるものであること。</p> <p>(ア) 建物の広さは、原則として、2,000平方メートル以上とし、適当な広場を有すること。</p> <p>(イ) 必要に応じて研修室、展示室、多目的ホール、ギャラリー等を設けるほか、移動型児童館用車両を備えること。</p> <p>イ 職員</p> <p>第3の3の(2)に掲げるところによるものとし、必要に応じ、その他の職員を置くこと。</p> <p>ウ 運営</p> <p>第3の3の(3)に掲げるところによるほか、次によるものであること。</p> <p>(ア) 県内児童館相互の連絡、連携を密にし、児童館活動の充実を図ること。</p> <p>なお、県内児童館の連絡協議会等の事務局を設けること。</p> <p>(イ) 県内児童館の児童厚生員等職員の研修を行うこと。</p> <p>(ウ) 広報誌の発行等を行うことにより、児童館活動の啓発に努めること。</p> <p>(エ) 県内児童館を拠点とする母親クラブ等の地域組織活動の連絡調整を図ること。</p>	<p>3 大型児童館</p> <p>(1) A型児童館</p> <p>ア 機能</p> <p>2の(1)に掲げる機能に加えて、次によるものであること。</p> <p>(ア) 都道府県内の小型児童館、児童センター及びその他の児童館(以下「県内児童館」という。)の情報を把握し、相互に利用できること。</p> <p>(イ) 県内児童館の運営等を指導するとともに、最低基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者(以下「児童厚生員」という。)及びボランティアを育成すること。</p> <p>(ウ) 県内児童館で活用できる各種遊びの内容や、指導技術を開発し、普及させること。</p> <p>(エ) 歴史、産業、文化等地域の特色を生かした資料、模型の展示等を行うとともに、一般にも公開すること。</p> <p>(オ) 県内児童館に貸し出すための優良な映画フィルム、ビデオソフト、紙芝居等を保有し、計画的に活用すること。</p> <p>イ 対象児童</p> <p>対象となる児童は、すべての児童とする。</p> <p>ウ 運営</p> <p>2の(3)に掲げるところによるほか、次によるものであること。</p> <p>(ア) 児童の年齢及び利用目的が多岐にわたるので、適切な児童厚生員等職員を配置すること。</p> <p>(イ) 集団利用する場合は、その責任者の住所、氏名、年齢等を登録することとし、その計画的、効率的な利用に配慮すること。</p> <p>(ウ) 日曜・祝祭日の開館及び夜間利用に配慮すること。</p> <p>(エ) 都道府県の母親クラブ連絡協議会等の事務局を設けるよう配慮すること。</p>	<p>第9章 大型児童館の機能・役割</p> <p>設置運営要綱等に基づく大型児童館には、小型児童館及び児童センターの機能に加えて、都道府県内の小型児童館、児童センター及びその他の児童館(以下「県内児童館」という。)の指導及び連絡調整等の役割を果たす中枢的機能を有する「A型児童館」と、小型児童館の機能に加えて、子どもが宿泊しながら自然を生かした遊びを通して協調性、創造性、忍耐力を高める機能を有する「B型児童館」がある。</p> <p>本章では、これらを含めて子どもの健全育成に資するとともに、それぞれの機能が発揮されるために必要な事項について記述している。</p> <p>1 基本機能</p> <p>大型児童館は、小型児童館及び児童センターの機能・役割に加えて、固有の施設特性を有し、子どもの健全育成の象徴的な拠点施設である。また、大型児童館の中には、他の機能を有する施設との併設等その構造や運営に多様なところがあるが、児童福祉施設である児童館の機能が十分に発揮され、子どもの健全育成に資するとともに、それぞれの機能が発揮されるようにすることが求められる。</p> <p>なお、小型児童館及び児童センターは、子どもが利用しやすいよう子どもの生活圏内に設置されることが望まれるが、都道府県内全域に整備されていない地域にあっては、大型児童館が移動児童館として機能を発揮するなどして、児童館のない地域の子どもの遊びの機会を提供することが望ましい。</p> <p>2 県内児童館の連絡調整・支援</p> <p>県内児童館の指導及び連絡調整等の役割を果たす中枢的機能を十分に発揮するために、次の活動に取り組むことが必要である。</p> <p>県内児童館の情報を把握し、相互に利用できるようにすること。さらに、県内児童館相互の連絡、連携を密にし、児童館活動の機能性を向上し充実を図ること。</p> <p>県内児童館の運営等を指導するとともに、児童厚生員及びボランティアを育成すること。</p> <p>県内児童館の連絡協議会等の事務局を設けること。</p> <p>県内児童館の館長や児童厚生員等職員の研修を行うこと。</p> <p>広報誌の発行等を行うことにより、児童館活動の啓発に努めること。</p> <p>県内児童館を拠点とする母親クラブ等の地域組織活動の連絡調整を図り、その事務局等を置くこと。</p> <p>大型児童館の活動の質を高めるために、積極的に全国的な研修等への参加機会を確保するとともに、都道府県の域を越えて相互に連携し積極的な情報交換を行うこと。</p> <p>3 広域的・専門的健全育成活動の展開</p> <p>都道府県内の健全育成活動の水準を維持向上するために、その内容の把握に努め、次の活動に取り組むことが必要である。</p>	<p>敷村委員ご指摘箇所</p> <p>A型とB型では設置、運営主体が異なるため、自治体での設置促進に影響があるのではないか。</p> <p>敷村委員ご指摘箇所</p> <p>全ての大型児童館で果たすべきところを明確化が必要ではないか。</p> <p>水野委員ご指摘箇所</p> <p>大型児童館について、ガイドラインとの照合が必要ではないか。</p>
<p>2 B型児童館</p> <p>(1) 機能</p> <p>B型児童館は、豊かな自然環境に恵まれた一定の地域(以下「子ども自然王国」という。)内に設置するものとし、児童が宿泊しながら、自然をいかした遊びを通して協調性、創造性、忍耐力等を高めることを目的とした児童館であり、第2の1に掲げる機能に加えて、自然の中で児童を宿泊させ、野外活動が行える機能を有するものであること。</p>	<p>(2) B型児童館</p> <p>ア 機能</p> <p>1の(1)に掲げる機能に加えて、次によるものであること。</p> <p>(ア) 川、池、草原、森等の立地条件を生かした各種の自然観察、自然探求、自然愛護、その他自然とふれあう野外活動が行えること。</p> <p>(イ) キャンプ、登山、ハイキング、サイクリング、水泳等の野外活動から得られる各種遊びの内容や、指導技術を開発し、児童館等に普及させること。</p>		
<p>(2) 設置及び運営の主体</p> <p>設置及び運営の主体は、都道府県、市町村、社団・財団法人、社会福祉法人及びその他の者とする。</p>	<p>イ 設備</p> <p>(ア) 20人以上の児童がキャンプ等の野外活動を行える適当な広場や水飲み場、炊事場等を設けること。</p> <p>(イ) 100人以上の児童が宿泊できる設備を設けること。</p> <p>ウ 対象児童</p>		

<p>(3) 設備及び運営</p> <p>ア 設備 第2の3の(1)に掲げる設備(建物の広さに係る部分を除く。)に加えて、次によるものであること。 また、A型児童館に併設(こども自然王国内に独立して設置する場合を含む。以下同じ。)する場合には、第2の3の(1)に掲げる設備を設置しないことができる。 (ア)定員100人以上の宿泊設備を有し、建物の広さは、原則として1,500平方メートル以上の広さ(A型児童館に併設する場合は厚生労働大臣が必要と認める広さ)を有すること。 なお、障害のある児童の利用にも資する設備を備えること。 (イ)宿泊室、食堂・厨房、脱衣・浴室等を設けること。 (ウ)キャンプ等の野外活動ができる設備を設けること。 (エ)必要に応じて、移動型児童館用車両を備えること。</p> <p>イ 職員 第2の3の(2)に掲げるところによるものとする。</p> <p>ウ 運営 第2の3の(3)に掲げるところによるほか、次によるものであること。 (ア)児童厚生施設等との連携、連絡を密にし、児童館活動の充実を図ること。 (イ)母親クラブ、老人クラブ等の地域組織や住民の協力の下に運営活動を行うこと。 (ウ)利用児童の野外活動に伴う事故防止等の安全管理に十分に留意すること。</p>	<p>対象となる児童は、すべての児童とする。なお、引率者等の利用にも配慮すること。</p> <p>エ 運営 1の(3)に掲げるところによるほか、次によるものであること。 (ア)原則として、集団利用であるため、その引率責任者及び児童の住所、氏名、電話番号、年齢等を登録すること。 (イ)利用児童等に対する保健衛生には特に配慮すること。 (ウ)野外活動を行うので、十分な事故防止、安全管理等の措置を講じること。 (エ)児童の食事、貸与したシーツや枕カバーの洗濯代等は個人負担とすること。 (オ)広く児童福祉施設等の関係者の理解と協力を得るよう配慮すること。</p>	<p>県内児童館等で活用できる各種遊びのプログラムを開発し、多くの子どもが遊びを体験できるようにその普及を図ること。 県内児童館のない地域等に出向き、遊びの提供、子育てや健全育成に関する啓発に努めること。 歴史、産業、文化等地域の特色を生かした資料等を公開すること。 県内児童館に貸し出すための優良な児童福祉文化財を保有し、計画的に活用すること。 ホールやギャラリーなど大型児童館が有する諸室・設備等を活用し、子ども向けの演劇やコンサートなど児童福祉文化を高める舞台の鑑賞体験を計画的に行うこと。</p>	
<p>3 C型児童館 C型児童館は、広域を対象として児童に健全な遊びを与え、児童の健康を増進し、又は情操を豊かにする等の機能に加えて芸術、体育、科学等の総合的な活動ができるように、劇場、ギャラリー、屋内プール、コンピュータプレイルーム、歴史・科学資料展示室、宿泊研修室、児童遊園等が適宜附設され、多様な児童のニーズに総合的に対応できる体制にある児童館である。 なお、職員については、児童厚生員を置くほか、各種の設備、機能が十分活用されるよう必要な職員の配置を行うこと。</p>			<p>(参考)国立総合児童センターこどもの城(平成27年3月末閉館)</p> <p>安部委員ご指摘箇所 C型は削除するみたいなことはあってもよいのか。</p>
<p>4 国の助成 国は、予算の範囲内において、都道府県が設置するA型児童館並びに都道府県、市町村、社団・財団法人及び社会福祉法人の設置するB型児童館の整備に要する費用を、別に定めるところにより補助する。</p>			
<p>第5 その他の児童館 その他の児童館は、公共性及び持続性を有するものであって、設備及び運営については、第2の3に準ずることとし、それぞれ対象地域の範囲、特性及び対象児童の実態等に相応したものであること。</p>			<p>(参考)その他の児童館 113 か所 (令和2年10月1日現在)</p>